



# 令和2年中のサイバー空間の脅威情勢

## ★ サイバー犯罪に関する相談件数

(令和2年中)

**1360件**

**(前年比-31件)**

内訳(多い順)

- ・ 詐欺・悪質商法に関するもの 約 50 %
- ・ 迷惑メールに関するもの 約 10 %
- ・ 不正アクセス被害に関するもの 約 9 %

## ★ サイバー犯罪の検挙件数

(令和2年中)

**140件**

**(前年比+69件)**

内訳(多い順)

- ・ 不正アクセス禁止法違反 約 58 %
- ・ 詐欺 約 7 %
- ・ 児童ポルノ禁止法違反 約 6 %

インターネットは買い物や各種手続き、さらにテレワークやオンライン授業など、日常生活で必要不可欠なツールと言っても過言ではないものとなっています。そのような中で、インターネットショッピング詐欺やインターネットバンキングにおける不正アクセス・不正送金の被害は依然として止みません。サイバー犯罪の被害にあわないために、是非、皆様にも注意していただきたい手口について御紹介したいと思います。

## サポート詐欺

インターネット利用中に突然「警告」「ウイルス感染」などと表示され、場合によっては警告音が鳴り出し、偽のサポート窓口へ電話するように促されます。電話をかけると色々指示(片言の日本語が多い)され、遠隔操作ソフトなどを入れてしまうと共に修理した名目で料金請求されるといった手口です。

→ ウイルス感染自体が虚偽であると言われており、絶対に電話しないでください!

## 偽サイト・詐欺サイト

実在する企業や個人名、商標・ロゴなどが無断で使用されているショッピングサイトで正規販売サイトに比べ、価格が割安に設定されていることが多いです。

購入手続きをすると、口座振込での料金支払いを求められるが、料金を振り込んでも商品が届かず、お金だけ取られる手口です。

→ 料金を支払う前に、サイトの評判などを確認するのも有効です!

## フィッシング

金融機関やショッピングサイト、宅配業者を騙って電子メールやショートメッセージで「荷物の配送」や「セキュリティ警告」「再認証」などといった内容のメールが届き、メールに記載されたリンク先(URL)にアクセスすると、偽のサイトへ誘導され「ID」や「パスワード」場合によっては「クレジットカード情報」などの入力を求められ、入力してしまうとそのまま情報を抜き取られてしまうものです。

上記情報の他に「氏名」や「住所」「生年月日」「電話番号」などを求められる場合もあります。

→ 万が一、このようなメールを受信しても

- ・ 慌てて記載されたリンク先(URL)へアクセスしない
- ・ 仮にアクセスしてしまっても、個人情報の入力はいらない

といったことが重要です。

# 令和2年の少年非行

刑法犯犯罪少年158人、刑法犯触法少年76人の計234人を検挙・補導

( 刑法犯犯罪少年：刑法に定める罪を犯した14歳以上20歳未満の者  
刑法犯触法少年：刑法に定める罪に抵触する行為をした14歳未満の者 )

## ★少年の犯罪状況

令和2年中に検挙した刑法犯犯罪少年は158人で、前年に比べ1人減少しました。

刑法犯触法少年は76人と、昨年より10人増加しています。

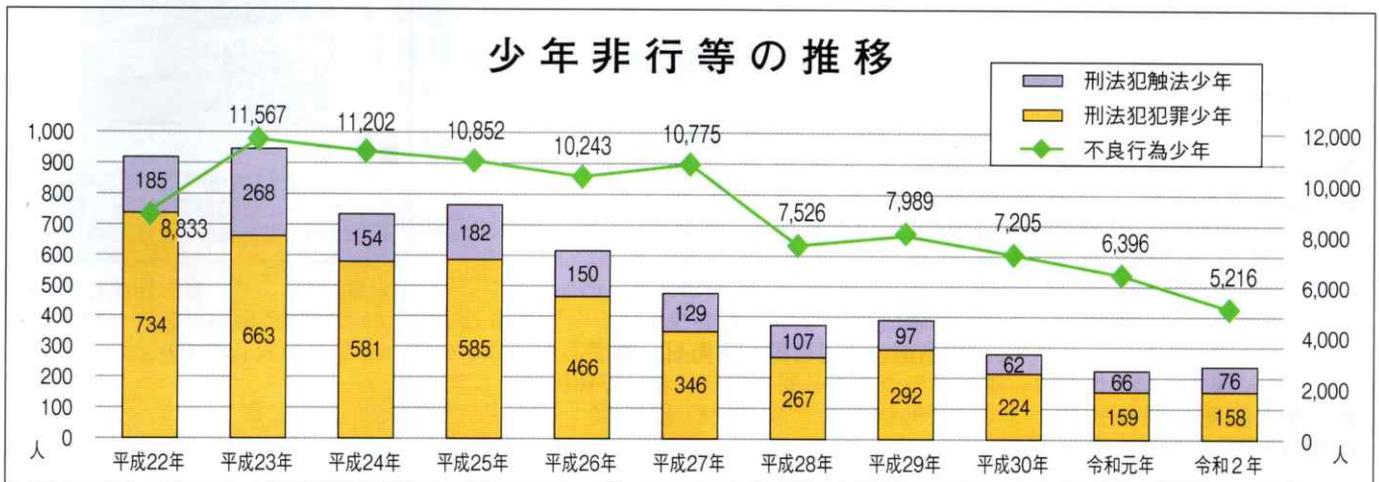
また、触法少年の割合は、32.5%と過去10年間で最も高い割合となっており、非行の低年齢化が進むとともに、刑法犯犯罪少年の再犯者率が33.5%と非行を繰り返す少年の割合が高くなっているのが近年の特徴です。

## ★不良行為少年は減少

令和2年中の不良行為少年は、5,216人で、前年に比べ1,180人減少しました。

行為別では、「深夜はいかい」と「喫煙」の割合が依然として高く、全体の94.1%を占めています。

少年の非行を防止するためには、その入口となる深夜はいかい、喫煙等の不良行為の段階での措置が重要であり、警察では街頭補導活動を強化しています。



## ★非行少年を生まない社会づくりの推進

最近の少年非行の背景として、家庭や地域社会の教育機能の低下が影響していると言われており、規範意識が身に付きにくく、コミュニケーション能力も不足していることから、少年が自分の居場所を見い出せず孤立し、疎外感を抱いている状況が見られます。少年の健全育成のためには、こうした問題の解決に社会全体で取り組む必要があり、警察では少年補導員を始めとする地域の皆様方や関係機関と連携して、「非行少年を生まない社会づくり」を推進しています。

## ★少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年の再犯者率が全国比で高止まっている状況を踏まえ、警察では「非行少年を生まない社会づくり」の一環として、過去に非行少年として検挙・補導した少年等に積極的に連絡をとり、少年に社会奉仕や生産体験といった様々な活動を体験してもらうなど、少年自身が目標を見いだすための支援活動を行っています。活動には、少年補導員や学生サポーター等のボランティアの協力も得て、様々な世代の人が、厳しくも温かい目で少年を見守り、少年の立ち直りを支援しています。

# ポスターと標語・青パト写真を募集します!

- 課題** ポスター・標語 ①特殊詐欺・悪質商法の被害防止  
 青パト写真 ②青色回転灯装備車の活動中の写真  
 標語 ③暴力団への加入阻止

## ◆応募資格 問いません。

◆応募のきまり (未発表の作品に限ります。原則として応募作品はお返ししません。)

応募作品の裏面に、住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号、職業または学校名、学年を明記してください。

### ○ポスター

- ・デザインは、四切サイズ(540mm×380mm)のヨコ描き。(規格外は審査対象外となります。ご注意ください)
- ・作品にスローガン(キャッチコピー)の文字は入れないでください。

### ○標語(キャッチコピー)

- ・応募は、一課題につき一人1点。
- ・郵便はがきか、はがき大のものにタテ書きで、一枚の用紙に1点のみお書きください。

### ○青パト写真

- ・応募は、一人5点まで。
- ・カラースタンプA4サイズ。(規格外は審査対象外となります。ご注意ください)
- ・デジタル写真可。(ただし印画紙にプリントしたもの)
- ・所定の応募票を作品のウラに貼付のうえ、郵送で応募。(応募票は全防連HPからもダウンロードできます)

◆送付先 〒640-8249 和歌山市雑賀屋町7番地  
公益財団法人 和歌山県防犯協議会連合会

◆締切り 令和3年6月10日(木)

## ◆入賞決定と発表

- 入賞作品のなかから、さらに選ばれた作品をポスター化し、全国各地に広く掲出します。ポスターには、お名前と都道府県名を掲載します。
- 入賞作品の著作権は全国防犯協議会連合会に帰属します(ポスターの他チラシ、けんすい幕、カレンダー等を作成します)。
- 入選結果は、全国防犯協議会連合会の広報誌「月刊 安心な街に」全国暴追センターの機関誌「全国センターだより」、ホームページで発表します。(お名前、都道府県・市町村、職業あるいは学校名、学年を公表します)
- 応募に関する個人情報は、本事業の運営上必要な限りにおいて使用いたします。

◆入賞と表彰 最優秀賞：1名 表彰状および副賞 / 優秀賞：若干名 表彰状および副賞

## ◆青パト写真応募上の注意

- 青パト所持団体の許可を得て応募してください。また、個人を特定できる写真で応募する場合は、必ずその肖像権等について応募者が本人に許可を得てください。
- 入選作品は、ネガまたはデータ(CD-R、DVD)を提出してください。
- デジタル写真作品とアナログ写真作品は区別せずに審査いたします。

◆主催 (公財)全国防犯協議会連合会 / (公財)和歌山県防犯協議会連合会 / 全国暴力追放運動推進センター  
(公財)和歌山県暴力追放県民センター / 警察庁 / 和歌山県警察

～昨年の作品例です～

### ■ポスター

安心なインターネット社会の実現



子供・女性の犯罪被害防止



### ■青パト活動写真



### ■標語

- SNS 見えない相手に 要注意
- ポケットに 防犯ブザーと 警戒心
- 暴力団 徹底排除の 街づくり

## 防犯カメラの斡旋について

県防連では、防犯カメラ設置の斡旋をしています。毎月、安価(変則リース)で利用して頂けます。色々なタイプがあります。一度、ご連絡下さい。設置場所を確認にお伺いします。

☎ 073-436-1175 県防連



屋内用

屋外用

## \* 賛助会員募集中 \*

公益財団法人和歌山県防犯協議会連合会(県防連)では犯罪防止、青少年の非行防止、覚せい剤等薬物乱用防止、風俗環境の浄化などに取り組んでいます。

その趣旨に賛同頂ける賛助会員を募集しています。年会費は1口5,000円からです。

(詳細は事務局☎073-436-1175へお問い合わせ下さい)